千葉市障害福祉サービス等情報公表実施要綱

　（目的）

第１条　この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「障害者総合支援法」という。）第７６条の３に規定する情報公表対象サービス等情報及び児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３３条の１８に規定する情報公表対象支援情報（以下「障害福祉サービス等情報」という。）の報告及び公表等について、必要な事項を定めることを目的とする。

　（報告の対象となる事業者）

第２条　障害者総合支援法第７６条の３第１項及び児童福祉法第３３条の１８第１項の規定による対象事業者が、第５条に定める基準日以降新たに障害者総合支援法第７６条の３第１項に規定する情報公表対象サービス等及び児童福祉法第３３条の１８第１項の規定による情報公表対象支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）の提供を開始しようとするとき又は障害者総合支援法第７６条の３第１項及び障害者総合支援法施行規則（平成１８年厚生労働省令第１９号）第６５条の９の６並びに児童福祉法第３３条の１８第１項及び児童福祉法施行規則（昭和２３年厚生労働省令第１１号）第３６条の３０の２の規定により、災害その他市に対し障害福祉サービス等情報の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除き、第５条に定める基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供しているときに報告の対象とする。

　（障害福祉サービス等情報の内容）

第３条　障害福祉サービス等情報の内容は、障害者総合支援法第７６条の３第１項及び児童福祉法第３３条の１８第１項の規定に基づき、障害者総合支援法施行規則の別表第１号及び第２号並びに児童福祉法施行規則の別表第２及び別表第３に掲げる項目とする。

２　前項に定める項目のほか、市は必要と判断した事項について、別に定めることができる。

　（障害福祉サービス等情報の報告及び公表の方法）

第４条　前条に規定する報告の対象となる事業者は、原則として独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」を通じて市に障害福祉サービス等情報を報告し、市は報告を受けた障害福祉サービス等情報について、同システムを通じてインターネットにより公表するものとする。

２　市は、利用者等からの要請に応じて、紙媒体による情報提供、閲覧等を行うものとする。

　（基準日）

第５条　基準日は４月１日とする。

　（報告の期限）

第６条　毎年度の基準日が到来した日以降、当該基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者は、当該基準日の属する年度の５月末日までに当該基準日時点の障害福祉サービス等情報を報告するものとし、当該基準日以降に新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者は、指定を受けた日の翌月末日までに指定を受けた日時点の障害福祉サービス等情報を報告するものとする。この場合において、当該基準日以降、報告の期限までに変更があった事項については、最新の障害福祉サービス等情報を報告することができる。

２　前項の規定にかかわらず、障害者総合支援法施行規則別表第１号及び児童福祉法施行規則別表第２に規定する法人等及び事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先については、変更後１０日以内に報告するものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、障害福祉サービス等情報に変更があった場合は、都度報告をすることができる。

　（公表の時期）

第７条　公表の時期は第６条に定める報告の期限後２か月以内とする。

　（苦情等の対応）

第８条　公表されている情報に関する、利用者等からの苦情等に対応する窓口は、保健福祉局高齢障害部障害福祉サービス課とする。

附　則

（施行期日）

　この要綱は、平成３０年９月２８日から施行する。